



2022年3月15日

各位

会社名 株式会社トライアイズ  
代表者 代表取締役社長 池田 有希子  
(コード4840 JASDAQグロース)  
問合せ先 執行役員経理部長 上嶋 悦男  
電 話 03(3221)0211

### 招集通知記載事項の一部訂正のお知らせ

当社「第27回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、  
ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

#### 1. 訂正箇所

第27回定時株主総会招集ご通知 38～39頁

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

#### 2. 訂正内容（訂正箇所は網掛けで表示しております。）

【訂正前】

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >



<p>〈 新 設 〉</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>〈 新 設 〉</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第2条</u> 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u>. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u>. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上